

# 試論・戦場における兵士の“性”と性意識

——「慰安所」・「慰安婦」をめぐる——

新井 勝紘

## 1 「慰安婦」をめぐる最近の動き

このところ、アジア・太平洋戦争期の「従軍慰安婦」について、いくつか動きが報道された。一つは2014年1月30日から始まったフランスでの漫画フェスティバル「アングレーム国際漫画祭」に、韓国が「従軍慰安婦」をテーマにした20の漫画作品を展示し、韓国の関係らがアピールしたことである。この動きに対して、日本の菅官房長官がこうした韓国政府主導の「従軍慰安婦」関連展示は「漫画フェスティバルの趣旨が大きく損なわれる」と批判した。韓国政府がこの時期、フランスで開催された国際漫画祭に、このテーマの漫画をあえて持ち込んで展示した意図はなんであったのだろうかについては、問うてみる必要があるだろうが、このことによつて、漫画フェスティバルの趣旨が大きく損なわれたということもないだろう。

もう一つは、日本軍の「従軍慰安婦」研究で大きな成果を上げておられる中央大学教授の吉見義明氏が起こした裁判をめぐる動きである。そもそもこの裁判は、2013年5月13日に「日本維新の会」共同代表の橋下徹大阪市長が、「いろいろな軍で、慰安婦制度が活用されていた。猛者集団を休息させようとしたら必要なのは誰だってわかる」と発言したことが一つのきっかけとなっている。この発言をめぐるのは、同じ「日本維新の会」石原慎太郎共同代表が「軍と売春は付き物で、歴史の原理のようなものだ。決して好ましいものではないが、基本的には彼は間違ったことはいっていない」と擁護する発言を行っている。

この一連の発言について、さまざまな分野から批判の声があがり、マスコミもとりあげたことから、同月27日に外国人特派員協会での釈明の記者会見が開催されたが、その場で同じ日本維新の会所属の桜内文城衆議院議員から、吉見義明氏の「従軍慰安婦」に関する著書に関して次のような発言が飛び出したのである。「ヒストリーブックスということで吉見さんという方の本を引用されておりましたけれど、これは既にねつ造であるということが、いろんな証拠によってあきらかとされております」と公言された。

自分の著作を公の場で「ねつ造」であると指摘された吉見氏は、当然ながらすぐに発言の撤回と謝罪を求めたが、桜内議員側は「ねつ造」といったのは、橋本市長を紹介するコメントの中で使われた、強制性や証拠がない慰安婦＝性奴隷 (sex slavery) という表現に対して言ったまでと、吉見氏の要求に応じようとはしなかった。

そこで、吉見氏はついに、桜内議員を相手に「名誉毀損」で東京地裁に提訴に踏み切ったのである（7月29日）。既に裁判は開始されており、2013年10月には第一回口頭弁論が、第二回は同年12月に実施されている。この裁判については、「吉見義明教授の裁判闘争を支持する研究者」から声明がだされ、裁判への支援が研究者を中心に動き出している。

## 2 海軍からはじまった「慰安所」

千田夏光の『従軍慰安婦悲史』（1976年1月25日刊 発行所は株式会社エルム）には、中国の上海の第一軍兵站病院配属軍医（少尉）・麻生徹男が、1938年（昭和13）に、近く開設する「陸軍娯楽所」のために集められた婦女子百余名の身体検査を命ぜられた事に触れている。多くが日本人女性だったが、若干朝鮮人女性もまじっていたという。麻生によれば、「方言からすぐ北九州で集められた女性と分かりましたが、彼女らの殆ど全部が客商売の経験者であることは、一見して分かりました。（中略）体を酷使しすぎている女性がいたり、考えさせられた」ともいつている。そしてその麻生の検診が終わって、「日本陸軍始まって以来の“慰安婦”が正式に誕生した」といわれている。

なお、軍慰安所の開設時期については、吉見義明編の『従軍慰安婦資料集』（1992年 大月書店）によれば、「よく知られているように軍慰安所が広範囲に開設されるのは、1937年末または1938年からであったが、最初の開設」については、「一九三二年の上海事変のときに、岡村寧次上海派遣軍参謀副長（当時）は自らその設置にあたった」と記している。日本軍による強姦事件が発生したことが契機となり、上海派遣軍参謀の岡村が1932年3月ころに、これを防ぐために「慰安婦団」を長崎から招いて開設したことを紹介している。さらに岡村の回想から、海軍の制度としてすでに動き出していた慰安所にならって、岡村が開設したことも明らかにしている。上海総領事館の1932年12月末調べの調査報告「邦人の諸営業」によれば、飲食店、喫茶店、汁粉屋、倶楽部、舞踏場、演芸活動館、遊技場、旅館客引、芸妓、酌婦などとならんで、「海軍慰安所」という名称の営業があり、その数17軒とあり、酌婦も163名もいたことが報告されている。「海軍慰安所」は、その後、1933年、34年には14軒、36年には10軒となり、そのうち海軍軍人専用が7軒あったことが記録に残っていると記している。陸軍より先に海軍にこうした施設が開設されていたことが確認されている。

また、前述の『従軍慰安婦資料集』では、「慰安所」と一口にいても、いくつかのタイプがあったことにも触れている。第1が軍直営、第2が軍が監督統制する軍（軍人・軍属）専用で、これらが「純粹の軍慰安所」だったという。この2種と違って、第3のタイプは、「一定時期、軍が民間の売春宿などを兵員用に指定する軍利用の慰安所」というものであり、これは民間人

も利用できるものであったという。第4のタイプが、「純粹に民間の売春宿」で、軍人が通うこともあった。ということは、まったくの民間施設の第4のタイプをのぞけば、第一から第三タイプの慰安所は、どれも何らかの形で軍が関与していたことは明らかであろう。吉見氏も「慰安婦」制度の運用主体は、はっきり「軍である」と主張している。(吉見義明 『日本軍「慰安婦」制度とは何か』 岩波ブックレット No.784 2010年 岩波書店)

それでは楊家宅というところに設置された陸軍の最初の「慰安所」の建物は、どんな建物であったのであろうか。「木造バラック、四畳半に土間という小室が十室ある棟が十棟ほど、それに管理棟があり、それらを塙でかこつてある」もので、「遠望すると倉庫のようであった」ともいう。その構造は「それぞれの部屋は、板戸があり、番号をつけられ、中に入るとベット、三十センチに五十センチの窓がある」というものだった。

この施設を利用する兵士たちは、それをどのように利用したかについて、千田の前書では「陸軍娯楽所規則」なるものを紹介している。どんな資料に基づいてこの規則を紹介しているのかは、この書では説明がないので、出典が不明である。

実は私は、千田が紹介しているのと同じような利用規定を、最近写真で見たことがある。それは、静岡聯隊に従って従軍した柳田芙美緒カメラマンが戦地で撮影した膨大な量の写真の中にあつた。私はこの3年ほどかけて専修大学文学部歴史学科の新井ゼミ所属のゼミ生と一緒に柳田写真室の写真やアルバム等を整理し、目録作成の仕事していたが、その作業の過程の中で、多くの貴重な写真の一枚に「慰安所規定」と記されたものを撮影した写真を確認した。おそらく慰安所施設の入り口あたりに掲げられていたのではないかと判断できる墨書(推測)であつた。もう1枚注目すべき写真は、慰安所そのものの写真であつた。これから入ろうとしているのか、入口近くに立っている男女1人づつが写されている。私自身もこうした現場の写真を見るのははじめてであつたが、軍に従軍しながら、郷土の兵士の日常をこまめに撮影していた柳田ならではの写真ではないかと思つた。戦場にある兵士のごく普通の日常を記録しようと、あえて従軍を希望してついでに行った写真家が、軍が直接関与し、兵士が利用している慰安所そのものを撮影するのは、当然であつた。兵士の日常的な行動の一つに柳田の目には映つたのではないだろうか。

なお、この慰安所そのものの写真は、すでに伊藤桂一『兵隊たちの陸軍史——兵営と戦場生活——』(1969年 番町書房 大宅壮一監修 ドキュメント=近代の顔<1>)に「兵站司令直営の陸軍娯楽所」として紹介されている。おそらく柳田の写真を使ったのであろう。また、千田の前掲書にもタイトルは異なっているが、ほぼ同じ内容のものが紹介されている。

### 3 従軍写真師・柳田芙美緒が撮影した「慰安所規定」

ここで簡単に、静岡新聞社編『静岡連隊物語——柳田芙美緒が書き残した戦争』（2009年7月 静岡新聞社）に依拠して、柳田の戦場での軌跡を紹介しておく。

柳田は1909年（明治42）に、静岡県西益津村（現焼津市）に生まれ、1930年（昭和5）に徴集され、静岡の歩兵第34連隊に現役入隊した。そして1933年に連隊付き写真師となり、1934年12月に満州派遣静岡歩兵第34聯隊と一緒に朝鮮に渡り、1937年には中国の中部にいた田上部隊に従軍し、北部を経て帰還した。1938年末迄に、内地と中国との間を四回ほど往復していた。1939年4月には新設された歩兵第230聯隊（静岡聯隊）に属して、広東に上陸し、翌40年には一旦、静岡に戻るが、すぐに今度は中国南部の原隊に復帰し、その年帰還。翌41年には台湾から香港に渡り、230聯隊に所属しながら、ジャワ作戦に従軍。42年にスマトラ、シンガポール、タイ、仏印、台湾等を経由して帰還している。徴兵された1930年から42年までの間、静岡に何度も戻っているため、足掛け8年ほどになるが、郷土部隊といえる静岡聯隊に属しながら、写真師としての任務を果たした人物である。柳田のカメラのレンズの視線は、日常の兵士の視点に立って、戦場を切り取っている。

### 4 「慰安所規定」を読む

また、同じく柳田の残した写真の中にあつた「慰安所規定」は、千田の紹介した「陸軍娯楽所規則」と、タイトルは異なっているが、ほぼ同じ内容であつた。ここでは柳田の写真から読み取った内容を紹介しておきたい。

#### 慰安所規定

- 一、 本慰安所ニハ陸軍々人軍属（軍夫ヲ除ク）ノ外入場ヲ許サズ  
入場者ハ慰安所外出証ヲ所持スルコト
- 一、 入場者ハ必ず受付ニオイテ料金ヲ支払ヒ之ト引替ニ入場券及「サック」一個ヲ受取ルコト
- 一、 入場券ノ料金左ノ如シ  
下士官、兵、軍属 金貳円
- 一、 入場券ノ効力ハ当日限りトシ若シ入室セザルトキハ現金ト引替ヲナスモノトス  
但シ一旦酌婦ニ渡シタルモノハ返戻セズ
- 一、 入場券ヲ買ヒ求メタル者ハ指定セラレタル番号ノ室ニ入ルコト

但シ時間ハ三十分トス

- 一、 入室ト同時ニ入場券ヲ酌婦ニ渡スコト
- 一、 室内ニ於テハ飲酒ヲ禁ズ
- 一、 用済ミノ上ハ直ニ退出スルコト
- 一、 規定ヲ守ラザル者及軍紀風俗ヲ紊ス者ハ退場セシム
- 一、 サック使用セザル者ハ接婦ヲ禁ズ

この規定について、千田夏光は前掲書『従軍慰安婦悲史』で次のように述べている。

「一読すると“慰安所”という言葉を作りながら“慰安婦”という言葉はまだ無く、彼女らのことをまだ内地風に“酌婦”と呼んでいるのに気付く。(中略) 気になるのは“入場券ヲ買求メタル者ハ指定セラレタル番号ノ室ニ入ルコト”“時間ハ三十分トス”の項でないだろうか。入場者から相手の女性を選択する権利をとりあげていたことを示すのだが、ここに“軍”というより日本陸軍の性に対する考え方の基本があると言ったら言い過ぎだろうか。すなわち性の問題を腰から下の性器だけのこととして理解する姿勢である。(中略) お前たち兵隊は女ならどれでも、いいのだろう、とするところに没人間的な軍隊の組織思考があったのだろう」。

私は、これに加えて、「用済ミノ上ハ直ニ退出スルコト」という表現に注目したい。この表現は、兵士と「慰安婦」との肉体的な結合は、兵士側からいえば、一つの「用」としての行為ととらえられていることである。だからこそ、その用事が終われば、さっさと出ろということにつながるのであろう。千田の前掲書には、陸軍軍医の麻生徹男の意見書を紹介しているが、その中に使われている「軍用特殊慰安所ハ享樂ノ場所ニ非ズシテ、衛生的ナル共同便所ナル」という表現も同じ意識につながる。つまり、男女の人間的、精神的、感情的なつながりを全く否定した上での結合であることを、軍当局が正式に公言したのとしてみることができる。

また、利用料金2円を払えばチケットが発行され、「慰安所外出証」なるものを出してもらうことで、この「慰安所」を利用できるシステムになっていたことがわかる。細かい利用規則もさることながら、「慰安所」利用は軍の中で完全にシステム化していたといえる。

伊藤の前掲書には、もう1枚「民営の慰安所」とタイトルのついた写真が採録されている。それには、慰安所入口に大きな看板が掲げられていて、右側は「聖戦大勝の勇士大歓迎」、左側は「身も心も捧ぐ大和撫子のサービス」と太い墨書で記してある。この写真も柳田写真室にあったことから、これも柳田の撮影のものを使っているのではないだろうか。

なお、この3枚の写真については、最近刊行された『日本軍「慰安婦」問題 すべての疑問に答えます』（アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(wam) 編著 2013年11月5日 合同出版株式会社)のなかでも、同様のものが使われ、それぞれに簡単な説明がつ

けられており、その出典は、麻生徹男『上海から上海へ』（石風社）とある。この本で使われている「聖戦大勝の勇士大歓迎」と入口に掲げられた看板を写した写真には、5人の人物が写っており、「上海の江湾鎮北四川路にあった民営の慰安所、入口に立つのは軍医・衛生兵・看護婦。性病検診を行った時のものと思われる」という説明が付してあった。私自身、現時点で麻生の『上海より上海へ』を確認していないので、明確なことは言えないが、柳田の写真が使われた可能性もあることをここでは指摘しておきたい。

## 5 もうひとつの「慰安所使用規定」を見る

もうひとつ、「慰安所使用規定」を見ておこう。(秘)と表紙にある資料である。独立攻城重砲兵第二大隊が1938年(昭和13)3月の日付で作成したもので、「常州駐屯間内務規定」と題した文書の中にある。前記の規定と同じ頃にできたものだろう。このうちの第九章に「慰安所使用規定」があるので、それを紹介しておこう。なお、資料は『復刻版 戦場日誌にみる従軍慰安婦極秘資料集』(琴乗洞編・解説 緑陰書房 1992年刊)による。

### 第五十九 方針

緩和慰安ノ道ヲ講シテ軍紀肅正ノ一助トナサントスルニ在リ

### 第六十 設備

慰安所ハ日華会館南側圍壁内ニ設ケ、日華会館附属建物及下士官、兵棟ニ区分ス

下士官、兵ノ出入口南側表門トス

衛生上ニ関シ楼主ハ消毒設備ヲナシ置クモノトス

各隊ノ使用日ヲ左ノ如ク定ム

星部隊 日曜日 栗岩部隊 月火曜日 松村部隊 水木曜日

成田部隊 土曜日 阿知波部隊 金曜日 村田部隊 日曜日

其他臨時駐屯部隊ノ使用ニ関シテハ別ニ示ス

### 第六十一 実施単価及時間

1、下士官、兵、営業時間ヲ午前九時ヨリ午後六時迄トス

2、単価 使用時間ハ一人一時間ヲ限度トス

支那人 一円〇〇銭

半島人 一円五十銭

内地人 二円〇〇銭

以上ハ下士官、兵トシ将校(准尉含ム)ハ倍額トス

(防毒面ヲ附ス)

#### 第六十二 検査

毎週、月曜日及金曜日トシ金曜日ヲ定例検査日トス

検査時間ハ午前八時ヨリ午前十時迄トス

検査主任官ハ第四野戦病院医官トシ兵站予備病院並各隊医官ハ之ヲ補助スルモノトス、検査主任官ハ其ノ結果ヲ第三項部隊ニ通報スルモノトス

#### 第六十三 慰安所利用ノ注意事項 左ノ如シ

- 1、 慰安所内ニ於テ飲酒スルヲ禁ス
- 2、 金額支払及時間ヲ厳守ス
- 3、 女ハ総テ有毒者ト思惟シ防毒ニ関シ万全ヲ期スヘシ
- 4、 営業者ニ対シ粗暴ノ行為アルヘカラス
- 5、 酒気ヲ帯ヒタル者出入ヲ禁ス

#### 第六十四 雑件

- 1、 営業者ハ支那人ヲ客トシテ採ルコトヲ許サス
- 2、 営業者ハ酒肴茶菓ノ饗応ヲ禁ス
- 3、 営業者ハ特ニ許シタル場所以外ニ外出スルヲ禁ス
- 4、 営業者ハ総テ検査ノ結果合格証ヲ所持スルモノニ限ル

#### 第六十五 監督担任

監督担任部隊ハ憲兵分遣隊トス

#### 第六十六 付加事項

- 1、 部隊慰安日ハ木曜日トシ当日ハ各隊ヨリ使用時限ニ幹部ヲシテ巡察セシムルモノトス
- 2、 慰安所ニ至ルトキハ各隊毎ニ引率セシムヘシ  
但シ巻脚絆ヲ除クコトヲ得
- 3、 毎月十五日ハ慰安所ノ公休日トス

これによれば、「慰安所」設置の方針は、兵士の軍紀肅正を徹底するための慰安緩和の方策だとしている。そして、その利用曜日は、各隊毎に決まっており、さらに利用料金は、「慰安婦」の出身国によって異なっていたことが記されている。中国人、朝鮮人、日本人の順序で高くなり、中国人と日本人とでは、二倍もの開きがある。「慰安所」利用に際しては、各隊ごとに動き、さらに引率者がいた。「第六十五」には、監督を担う部隊は、憲兵分遣隊と明記してあり、軍がかかわっていたことが明確である。

この「慰安所」を嚆矢に、「昭和十三年春から慰安所は中国大陸の各軍駐屯地、戦場へひろがっていった。たとえば中部中国戦線では上海にはじまり、杭州、常州、南京と開かれていった」（千田 前記書）という。次々と「慰安所」がつくられるようになった理由について、千田はまたつぎのように記している。「これは中国大陸に動員された兵隊の主力が年輩の召集兵、つまり二年の徴兵訓練期間をすませ、一旦、市民社会へもどり、結婚生活などをしていたところ召集された兵隊であり、こうした兵隊に戦場における性問題が頻発していたからであった」という。それなりの人生経験をすませている男が、「戦場という異様状況下」で、どのような欲望を持ち、その彼らが起こした問題の対応に「慰安所」が作られたという説を展開している。これに対して、「当時の徴兵年齢は二十一歳だったが、当時この年齢の男子は純情というか、性体験のないものが大半であった。そしてこの性体験のない、現役訓練という激烈な労働をさせられている男性にとって、慰安婦は必ずしも必需品でなかったのと、それは或る対象<sup>(ママ)</sup>をなしていた」ともいう。

「必需品」という表現に驚いてしまうが、20代そこそこの未経験者の青年にとっては、必ずしもどうしても必要であったかどうか疑問であるというのだ。これまでは鬱々とか、ぎらぎらとか、ドロドロとか、そういう言い方をされがちで、欲望は、若い兵士の心理と肉体に充満し、その延長線上に「慰安所」の設置があるかのようなとらえ方をされてきた。果たしてそういうとらえ方でいいのだろうかという千田の疑問でもある。

戦場にいる兵士たちが、どのようにこうした欲望をコントロールしたのか。どうしてもコントロールできないものだったのだろうか。兵士全員がこぞって利用したものなのかどうか。毅然とした態度でもって、「慰安所」を拒否したものは皆無だったのだろうか。故郷に残してきた妻や恋人を思うとき、「慰安所」へ何ら躊躇なく足を進めていけたのだろうか。外出時に配られる「サック」（「突撃一番」と名付けたコンドームが軍から配布されていた）も、万人が必要としたのだろうか。「必需品」ではなかったという表現から、私にはさまざまな疑問が生じてきた。

## 6 早尾虎雄の意見書「性欲と強姦」

ここに、早尾虎雄という軍医(中将)が、1937年(昭和12)11月から同39年(同14)までいた戦場での見聞をまとめて、軍の上層部に提出した興味深い意見書(前掲『復刻版 戦場日誌にみる従軍慰安婦極秘資料集』)がある。タイトルは「戦場ニ於ケル特殊現象ト其対策(戦場心理ノ研究各論)となっており、「戦場心理ノ研究 総論」からはじまり、「戦場ニ於ケル精神鑑定例」までの9項目にわたっての論稿である。この論稿は早尾の自主的な論稿というより、依頼を受けての彼の答申ともいえる。軍医部と軍法務部からの依頼であることが明記されてい



る。

「応召シ戦場生活ヲ体験ナス時ニ、戦場生活ハ出征将士ノ精神ニ向ッテ日常生活ニテハ到底経験ナシ得ヌ様々ノ刺激ヤ衝動ガ加ヘラレ、其等ガ度重ナルト共ニ、遂ニ特異ナル現象ヲ精神ニ示ス事トナルヲ知ツタ。(中略)私ハ戦場デ自ラ経験シテ其ノ事実ヲ確認シ得タノト共ニ、欧州大戦時ニハ見ナカッタ現象モ存在スルコトヲ知ツタノデ、此処ニ稿ヲ起スコトハ、ナッタ」

と、まずこの論文を執筆する経緯を記したうえで、戦場における兵士の性欲についての早尾なりの報告「性欲と強姦」をまとめている。

「出征者ニ対シテ性欲ヲ長ク抑制セシメルコトハ、自然ニ支那婦人ニ対シテ暴行スルコトハ、ナロウト兵站ハ気ヲキカセ、中支ニモ早速ニ慰安所ヲ開設シタ、其ノ主要ナル目的ハ性ノ満足ニヨリ、将兵ノ気分ヲ和ゲ皇軍ノ威厳ヲ傷ケル強姦ヲ防グノニアッタ。慰安所ノ急設ハ、確カニ其ノ目的ノ一部ハ達セラレタ」

兵士の強姦を防ぐために、兵站が気を利かせて、早速「慰安所」を開設したのだという。そのことで、兵士の気分を和らげ、皇軍の威厳を保つことができたのだともいう。しかし、早尾はそれだけで解決できたとは言っていない。中国の女性に対して好奇心が湧くとともに、内地で到底許されぬことが、「敵ノ女ダカラ自由ニナルトイフ考ガ非常ニ働イテ居ルタメニ、支那娘ヲ見タラ憑カレタ様ニヒキツケラレテ行ク」のだと分析している。そして「勝利者ナルガ故ニ、金銀財宝ノ掠奪ハ言フニ及バス、敵国婦女子ノ身体迄汚ストハ誠ニ文明人ノナスベキ行為トハ考ヘラレナイ、東洋ノ礼節ノ国ヲ誇ル国民トシテ、慙愧ニタヘヌ事デアル」と、日本兵の野蛮な行為を慨嘆しているのである。そして、「日本ノ軍人ハ何故ニ此ノ様ニ性欲ノ上ニ理性ガ保テナイカト私ハ大陸上陸ト共ニ、直チニ痛嘆シ、戦場生活一ケ年ヲ通ジテ終始痛感シタ、然シ軍当局ハ敢テ是ヲ不思議トセズ、更ニ此ノ方面ニ対スル訓戒ハ耳ニシタ事ガナイ」と、軍当局の姿勢を疑問視している。

さらに早尾は次のように言う。

「軍当局ハ軍人ノ性欲ハ抑ヘル事ハ不可能ダトシテ、支那婦人ヲ強姦セヌ様ニト、慰安所ヲ設ケタ、然シ強姦ハ甚ダ旺ンニ行ハレテ、支那良民ハ日本軍人ヲ見レバ必ズ是ヲ怖レタ。将校ハ率先シテ慰安所ヘ行き、兵ニモ是ヲススメ、慰安所ハ公用ト定メラレタ、心アル兵ハ慰安所ノ内容ヲ知ッテ、軍当局ヲ冷笑シテ居ッタ位デアル、然ルニ慰安所ヘ行ケヌ位ノ兵ハ気違ダト罵ッタ将校モアッタ。要之、戦場生活ハ殺風景ダカラ気が荒クナル、是ヲ抑ヘル為メニハ、兵ニ女ヲ抱カセルヨリ善イ策ハナイトシタノハ尤モデアル。然シ日本軍人ガ戦争ニ来テ、大キナ顔ヲシテ慰安所ヘ暇サヘアレバ通フ姿ヲ見テ、支那人ハ笑ッテ居ッ

タ。上海へ上陸シタ其ノ日ニ何処へ行ツタラ女ガ買ヘルカト、在留日本人ニ聞クト言フノ  
デ、日本ノ兵隊サンハ戦争ニ来タノヂァナイノカト反問シテルノヲ聞イタ。(中略)ドウシ  
テ軍人ハ此ノ様ニ性欲ニカツエテ居リ、亦其ノ抑制ガナイカト思ハレル、海軍々人ハ決シ  
テ此ノ様ナ風ヲ見セナイノハ、海軍々人ノ平常ノ教育ガ宜シイ為メト考ヘラレル。此ノ様  
ニ陸軍々人ハ性欲ノ奴隷ノ如クニ戦場ヲ荒シテ居ルノデアアルカラ、強姦ノ頻発モ亦止ムヲ  
得ヌコト、思ハレタ。」

戦場での兵士の性の問題を、このように冷静に見ていた軍医がいたことに注目して見る必要  
があろう。「慰安所」の内部を知って、軍当局を冷笑していた兵士もいたとも言っている。「慰  
安所」に行けぬ、あるいは行かない兵士を気遣いだと決めつけるような将校に心底腹を立てて  
いることがうかがえるのである。兵士のなかには、性に飢えた動物のような行動しかできない  
ものだけではない者がいることを伝えている。暇さえあれば「慰安所」などに通うような日本  
兵の姿が、中国の人々にとってどのように見えていたのかも、現地での見聞を通して鋭い指摘  
をしている。中国人は外向きはともかく心では笑っているともいうのである。日本兵はいつた  
いここに何しに来たのかと問う中国人のいることを指摘しているのである。早尾の意見はかな  
りまっとうな意見ではないだろうか。戦場にあつてこれだけ冷静に分析をしていることと、そ  
れを意見書という形で上申したことの意味は大きい。

しかし、この意見書を軍当局がどの程度受け入れたであろうか。早尾は、海軍の兵士への教  
育を指摘しているが、それでは陸軍でいったいどのような教育がなされていたのだろうか。こ  
の点については、さらに事実を掘り下げて行く必要がある。

## 7 「慰安所」へあえて行かなかった兵士の理由

ここで、もう少し異なった視点から、この問題に迫ってみたい。

1つは1993年に、1992年京都「おしえてください!『慰安婦』情報電話」報告集編集委員会編  
で刊行された、『性と侵略』(「軍隊慰安所」84か所元日本兵らの証言 社会評論社)のなかに  
所収されている「慰安所」に関する証言である。この証言は、1992年3月28日から30日まで  
の三日間、「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む京都集会実行委員会」の  
呼びかけで、複数の団体が設けた『「従軍慰安婦」情報電話』に寄せられたものである。三台の  
電話に朝9時から夜の11時まで受け付けた電話は123件だったという。証言を寄せたのは、  
「ほとんどの方が元日本兵で、「慰安所」に行ったことがある経験者が圧倒的に多かった」(山  
内小夜子「事実を見つめることから始まる」と報告されている。質問事項は、次のようなも

のだったという。「当時の「慰安婦」について、また「慰安所」について、いつ、どこで、その人数、民族、住居の様子、利用者、利用時間、料金、支払方法など」（前同 山内報告）。

この中に「慰安所」に行かなかった理由という興味深い質問事項があり、わずかな証言ではあるが、十数人が答えているので、紹介してみよう。

- 1 病気でももらおうと内地の人が恥をかくというので（中略）、そういうところへは絶対に立ち入らんという心構えでした。（中略）きれいな身体で死にたいという気持ち。（階級不明）
- 2 子どもができていたしね、こんなことしてわしがもし病気になったらどうするんやと思っただね。（軍曹）
- 3 病気でももらったらかなわなかったから、あがらなかったです。（後略）（一等兵）
- 4 私は若かったんで、そんなところ行かないけれどね。やっぱし二五、六の所帯持ちの人が行っていました。（輜重兵）
- 5 男やから行きたいと思いまっせ。そやけど、病気持ったらかなん、というのと、病気なんかいってられへん、いつ死ぬかわからんのに、というのと、中でもふたてにわかれますんや。（後略）（階級不明）
- 6 結婚して半年ほどたってからの召集になったのです。内地に家内が残っていました。で、そういうことはなるべくしたくはないと思っていましたけどね。（後略）（衛生兵）
- 7 そんなきたないところは行かんわ。（後略）（憲兵）
- 8 私は実は独身者でしたけれども、もう婚約者がおりましたし、それでできるかぎりそういうことは、自らが自制して（中略）、そういう「売春」を買うということにはしません。私は一度もしたことがありませんよ。（中略）、他の機会でコントロールしたことはありますけれども。（上等兵）
- 9 責任者として、「慰安婦」を買ったことがありません。（中略）、部下に対してですね、申し訳ないから（後略）（中隊長）
- 10 家内をもらって間なしやったから接触はないんやけれど（後略）（兵長）
- 11 私は人間変わってしまっただね。あれが楽しくないのです。済んだ後が惨めになるのです。わびしくなるのです。「ああ、つまらんことをしたなあ」という気がおこるのですよ。愛した人と違うからね。（上等兵）

まず、病気を恐れて近づかなかったという理由がある。病気をもらったら恥ともいっている。性病への不安やこわさ、あるいはかっこ悪さが、歯止めになっていたことがいえる。それでも

行く兵士がいるのは、「いつ死ぬかわからない」という自己認識から、死ぬ前には自由にとり割り切った発想があるというが、それでも一人の人間として迷いはあったのではないだろうか。

また一方、既婚者や婚約者がいる兵士の正直な感情である。人間的な愛の交流を経験したことがある兵士の妻への思い、婚約者への純粋な思いが、「慰安所」へ行くことを思いとどめ、コントロールに努め、自制している姿がある。これらの証言からも、男の生理的欲求は歯止めがきかないという理由づけは、すべての兵士の常識として認識してはならないといえるのではないだろうか。

## 8 「慰安所」設置は“思ってもみなかった”

たとえば、別の例ではあるが、次のような証言がある。

「私が所属した部隊が駐屯していた所は、揚子江岸の中級程度の街だったから、比較的早い時期に慰安施設が出来た。二月上旬（筆者注 昭和 13 年のこと）だったと記憶している。そのころは既に慰安施設を慰安所、従業婦を慰安婦と名付けてあった。慰安所が出来たのは、安直に性欲処理ができて便利なことであつたが、戦地にある将兵の要望によるものではなかった。それどころか、思ってもみないことであつた。だから、その時期の兵隊は、「慰安婦なる女性が来て肉体奉仕する」と聞いても俄に信じ難いおもいであつた。私も同じおもいであつた。戦地で内地女性とセックスできるなど、夢にもしなかつたから、期待するおもいよりも、「まさか」と、退ける念のほうが強かつた。それほど兵隊にとっては予知していないことだつた。しばらくの間は半信半疑のおもいだつたけれど、噂は事実であつた。」

（曾根一夫『元下級兵士が体験見聞した従軍慰安婦』1993年 白石書店）

「慰安所」の設置は、将兵たちのたつての要望でもなんでもなかつたという。正直に「思ってもみないこと」だつたと言つてもいる。兵隊たちにとっては予知しないことで、半信半疑だつたとも告白している。この兵士は、1937年(昭和 12)から 40 年までの、足掛け 4 年ほど中国戦線に従軍した兵士であるが、自分自身の現地での経験をもとに執筆しているので、そう大きな記憶違いはないと思われる。その証拠に、半信半疑であつた施設ができると、彼自身も多くの仲間と同じように、「慰安所」を利用し、その時の詳細な経験を赤裸々に記している。しかし、設置については、現場の兵士にとっては思いもよらないことだつたという事実の意味を私たちは問い直してみる必要があるのではないか。「慰安所」設置についての背景には、ががつした男の生理、本能のおもむくままに行動する野獣というような認識に疑問符を投げてみることもまた必要なのではないか。

## 9 閑古鳥が鳴いていた「慰安所」

もう1つ事例をあげておこう。

前掲書の伊藤桂一がまとめた『兵隊たちの陸軍史——兵営と戦場生活——』には、次のような事例が紹介されている。

「柳川兵団所属の一兵士の陣中日誌に、ある町を占領駐留しているとき待望の慰安所がひらかれ、四十人の女が来た。混雑を恐れて部隊では許可証を発行することにした。慰安所に行きたい兵隊は、中隊長から許可証をもらわねばならない。ところが許可証をもらいに来た兵隊はいくらもいず、慰安所は閑古鳥の鳴くありさまで、第一商売にならない。それで許可証なしで遊ばせることにしたら、その日から押すな押すなの盛況になった」

中隊長の許可書もらわなければ利用できないという一つのハードルがあったことが、ある意味で抑止力となっていたことがわかる。伊藤はこの現象について、さらに次のように述べている。

「兵隊にとって、もし、性が第一義のものであったとすれば、中隊長とは知らない仲ではないのだし、行列して、許可証をもらいに行ったはずである。しかし、一枚の許可証だけで、かれらは慰安所を黙殺した。それが兵隊の抵抗なのか、羞恥なのか、それとも面倒だったのかは、人それぞれによって違うとしても面白いことである。北支那の筆者のいた駐屯地には、兵員六百に対して、朝鮮人の慰安婦が四人いた。全部現役兵の部隊である。若いから、さぞかし慰安所が賑わったろう、と思われがちだが、事実はそうでなく、混むということは何もなかった。

少ない兵員で、多量の戦務を処理してゆかなければならなかったためもあるが、そのほかに現役兵というのは使命感に対して素朴忠実で、かつ女性に対する経験が浅いから、性を習慣として身につけていなかったのだ。かれらにとっては慰安婦は、性欲の処理対象であるよりも、むしろ部隊の一員のようなものであり、部隊の装飾品として大切だったのである。」

「慰安所」が混むということがめったになかったというのだ。若いから・・・というような単純なことではないという。「慰安所」黙殺を兵士の抵抗、羞恥、面倒という3通りのとらえ方で見ようとしているが、その答えは出してはいない。性を習慣として身につけていない現役

兵の素性があらわれているという見方をしている。ここにもまた、戦場にいる男一般を同一にはとらえられない実態があることを確認できるだろう。

## 10 断固として拒否した兵士の手紙

最後に1人の兵士の軍事郵便を紹介したい。

この兵士については、すでに拙稿「戦場で記した血の叫び——殺戮が生み出す精神的荒廃に抗し続けた樋口三代吉」（東京都町田市広報「まちだ」 歴史点描 第5回 1979）で紹介したことがある。詳細はそれも参考にして欲しい。

1900年（明治32）に、東京は深川の商家の長男として生まれた樋口三代吉が、戦場から妻子と若い仲間宛てて書いた軍事郵便である。慶応義塾で経済学と教育哲学を修めたあと、卒業後は、夜学の教師をしながら、恵まれない家庭の子弟で向学心に燃えた青年たち7、8人を自宅に集めて、いわゆる労作教育を実践した。そこでは学費や生活費の面倒をみながら共同体的な生活をし続け、教師と師弟が人生論を語り合い、同時に政治や経済も論じる、いわば“樋口塾”ともいえるコミュニティとして機能していた。名前を「ナーベルクラブ」と名づけ、教師として、あるいは人生の先輩として、あるいは父親のような存在として若者の指導に取り組んでいた。新妻の文子の記憶によれば、「せまい家の中は蔵書で埋まり、どんな大切な本でも自由に読むことを許していました。教育、哲学、経済、社会科学、古今東西の文学書等が殆んどでした。」（樋口三代吉『陣中通信』 1986年 スガ試験機株式会社）という。そして、ナーベルクラブの学生を「自分の分身のように可愛がり徹底的に指導していた」（前同）ともいう。「権力に屈することをきらい、（中略）人に諂うこと、軽薄なことをいやがり、言葉には責任を持って戒めていました」（前同）ともいわれている。

そんな樋口（38歳）に、1937年（昭和12）9月、召集令状がくぐってしまう。文子と結婚してまだ数年しかたっていない時期であった。ひそかに遺書を残しての出征でもあった。麻布三連隊へ入隊し、中国の中部に赴く。中国戦線では上海、杭州、揚子江の河口にある崇明島と移動し、さらに南京、安慶、徳安、南昌と転戦し、最後は1939年（昭和14）4月、南昌付近で額に貫通銃創をうけて戦死している兵士である。

樋口は、戦地にあった一年半の間に、文子やナーベルクラブのメンバーに千余通もの手紙を書いてよこした。日課のように手紙を書いていることで、“手紙伍長”と言われていたという。文子の回想によれば、「片時も内地とのつながりを断ちたくないという思いの結晶」なのではないかと受け止められていた。樋口の手紙は、ナーベルクラブの人たちが清書して、「樋口先生陣中通信」として、上・中・下の3巻に製本されて保存されていたが、現在は、残念ながら中巻

だけしか残存していないので、樋口の戦場体験の3分の1程度しか見る事ができない。しかし、中巻だけからも、戦闘状況はもちろん、折に触れ兵士の日常生活の詳細を知らせてきているので、戦場でのリアルな兵士の状況を読み取ることができる。

一年半という期間は500余日になるが、その間に1000通を超える手紙ということから、一日一通を超える手紙を出し続けていたことになる。日記よりも詳細な記録となっていた。とりわけ、長い間故国を離れ、戦場に釘付けのような境遇に置かれていた若い兵士の生理的、肉体的欲求の処理についても、樋口自身も含めて、悲痛なまでの苦悩や現実を伝えてきている。

「明後払暁に行はれんとしてゐる〇〇島の敵前上陸は、多分、状況に過ぎないと思ふが、若し、これが本当の激戦であるとしたら、只さへ永い戦場生活で荒んでゐる兵隊の心が、益々荒んで、〇〇島の処女は勿論、女と名のつく者は、余程、汚ない者以外、殆んど全部犯される結果となるであらう。今は、手近い処にP屋があり、且、凱旋と云ふ希望があるから温順しくしてゐるが、此の両者を破壊してすへば、兵隊は原始人に還る。殺人、掠奪、強姦、各お好み次第、今迄の経験によるとこの自然決行の成行は、上官の命令だつて手がつけられない。あさましい限りだ。小生は再び歯を喰ひ縛らねばならぬ。だからといって、小生には、この趨勢を堰止める丈の力は、無い。只、自分一人、赤くならざる事を誓ふのみ。」

(1938年3月16日の1)

長い戦場生活で荒んでいる兵士たちが、人間性を失つたらどうなるか。上官でもその行動を押しとどめることはできないという。婦女子凌辱にはしるだろう仲間を想像し、その行為を「あさましい限り」と表現している。そういう状況の中で、樋口自身は、歯を喰ひしばって耐えることを誓っている。

「禁欲生活七ヶ月は、働き盛りの兵隊に取つては相当苦しい。恐らく、上陸以来の童貞は、中隊では、小生一人位であるかも知れない。露骨なSEXの誘惑は、殆んど毎日起つてゐる。併し小生は断固として之を拒絶してゐる。今晚も某隊長から、明日、美しいクーニャン狩りをして来るからと、しきりにすすめられた。勿論、拒つた。H上等兵は、それじゃ戦地へ来た甲斐が無いぜ、何うせ戦争だ、戦争に道徳は禁物である。第一、各々には明日をも知れぬ命だ、やりたい事をやって置いた方が、結局、思ひ出の種となつて、将来得だぞと、隊長の肩を持った。いやだ、内地へ帰つてから、自分の言葉に自信がなくなるからと別れて来たが、戦場に於けるSEXの問題に就いては、色々考へさせられてゐる。何故、日本の軍当局は、戦場に於けるSEXの制度をもつと徹底的に実施しないのだ

らうか。(中略) 犯す兵隊の悪い事は勿論だが、現役と異なり、其方面では既に通の予備が多い戦地の事だから、寧ろ効果的にSEXの問題を指導解決してった方が効果的だ。上の大官連中は、殆んど現役で、戦場に於ける禁欲生活には相当慣れてゐるし、またその様に、平生、訓練されてゐるし、且つ血気盛りの年輩からは既に遠ざかつてゐる人が多いので此の点、気がつかないのかも知れない。或は、徒らに、表面上の体面にこだわつてゐるせいであるからかも知れない。兎に角、戦場へ出て、最も考へさせられる問題の一つは性欲である。小生は戦地にゐる限り、Pと雖も今後も絶対に信念を曲げぬ積りである。その代り内地へ帰ったら、自由にさせて戴きます。いいでせう、奥さん。ナーベルよ、賛成して呉れ。」(1938年4月9日)

毎日のように、性への誘惑があるなかで、樋口一人が「断固として之を拒否して」いる。誘つた方は、それでは「戦争へ来た甲斐がない」「何うせ戦争だ、戦争に道徳は禁物」「やりたい事をやって置いた方が」得だとも言っている。戦場での兵士の性の問題の深刻さを身をもって実感している樋口にとっては、その問題に真正面から向き合わない軍当局の姿勢にいらだちを覚え、批判せざるを得ない気持ちが、この手紙には溢れている。

「人を殺そうと思へば、いくらでもその機会はある。クーニャンを犯そうと欲すれば、いくらでもその機会は与へられる。内地では絶対に禁止されてゐる極端な快樂が、戦地では半公然と而もただで許されてゐるのだ。上も下も、荒んだ気持の鬱を、専らここに晴らしてゐる感がある。小生が、これに全然触れないのは、要之、お前達に対して権威が無くなるからだ。(中略) お前達の結束は、実に偉大な精神力を小生に与へてゐるのだ。」

(1938年4月11日の7)

自宅を教室にして指導していたナーベルクラブの苦学生に対して、指導者としての権威を維持するためにこそという思いがある。また逆に彼らがいるからこそ、樋口は「慰安所」に近づかない、ある種の矜持のような固く強い意思を持って、戦場生活を送ることができているのだとも言っている。

「班長、班長は何故遊びに行かないんだ、性欲を感じないのかい?」「いや、そんな事は無い、乃公だって充分性欲を感じてゐる。只、それを抑制してゐる丈だ」「その気持が我々に解らないんだ。出かけに奥さんに不可ないと云はれたんだらう、いや余程おどかさされたに違ひない」「馬鹿云へ、そんな事あるものか、よしんばそれにしたって、戦地だもの、



黙って遊んで知らぬ振りしてみれば、妻にはわからないで済むでは無いか」「だから益々解らないんだ、分隊の者全部が、班長につき合っただけとたのんでも行かない気が？」  
「勿論」「中隊長以下、上官が全部実行してあるのだけ、若し、いい女を引っぱって来て、上官が、樋口、これと寝ろと命令したら何とする？」「その場合だって拒るさ」「何故？」  
「自分の良心にそむくからさ、信仰に反するからさ」「乃公達は平気なんだぜ」「お前達と乃公は気持が異ふんだ。乃公は戦争に来たんだぜ、享楽に来たんでは無い」「戦争に来たんだから、尚、一層いいぢやあないか、何うせ明日を知らぬ命だもの、うんと楽しんで置いた方が得では無いか」「いや不可ない、内地へ帰ったら遊ぶかも知れぬ。併し戦争に来た以上、それ丈の目的であらう。戦争を享楽に利用するのは不真面目だからなあ」

(1938年5月20日)

班長・樋口と兵士たちのリアルな会話である。日常生活によくある会話なのであろう。樋口は意識してこれを書き留めていた。自分は「享楽に来た」のではなく、「戦争に来た」ことを強調し、「戦争を享楽に利用」することの不真面目さを、若い兵士に向かって説いている。自分の「良心」と「信仰」に背かず、それを堅持することで、樋口なりの性欲抑制、自己統制を守りきっていることが、読み取れるのである。戦場であって樋口のような存在は、決して多いとは思わないが、また皆無とも思えないのである。

中国南部の前線にいた青木一は、「一日一信」、「私の遺書」として内地の妻に1600通あまりの通信を送り続けた一人の兵士であるが、果たして「慰安所」に通っただろうか（青木一『一日一信 戦地から妻へ1600通の葉書』1997年 大空社）。

新婚の妻に戦場から728枚の絵手紙を書き続けた前田美千雄（1945年8月、マニラの山中で戦死）は、果たしてどうだったろうか（高澤絹子編『戦場から妻への絵手紙』——前田美千雄追悼画文集 1998年7月21日 講談社）。

また、身重の妻と長男（2歳）を残して出征していった石田光治は、「体内から起る欲求も外から来る誘惑も必ず退けて、また会う日をどんなにか待っております。父チャンが帰った時にへこたれては駄目ですよ。とても猛烈ですよ」と、愛する妻に手紙を送っている（石原典子『君よわが妻よ——父石田光治少尉の手紙』2010年8月 文藝春秋社）。

このように見てくると、戦場における兵士の性を十把一絡げにして論じることの危うさが見えてくる。どこの国でもとか、戦場ではどこでも、兵士なら誰でも、男なら・・・とか言って、「慰安所」・「慰安婦」の存在に免罪符を与えていることを、再考する必要があるのではないか。ここでは試論というかたちで、複数の事例をとりあげて考えてみた。私の所蔵する一万通にもおよぶ軍事郵便の分析にも、こうした視点を加えてみることも、今後の課題としたい。